

【どんなことをお願いできますか？】

《子育て支援》

- ・ 講習会等職業訓練を受講している場所等
でのお子さんの保育

《生活援助》

- ・ ご自宅での、食事の支度、身の回りの
世話（家の掃除、生活必需品の買物）等
その他日常生活に必要な用務のお世話
- ※ご自宅以外での支援（お子さんの送り迎え、
荷物運搬等）はできません。

【どれくらいの時間利用できますか？】

- ・ 原則 9 時～18 時の間です。
- ・ 1 時間を基本単位とし、生活援助は 1～3
時間／日（ご自宅でのお子さんの保育は 6
時間以内）、子育て支援は 2～6 時間／日
の利用が可能です。
- ・ 1 か月の利用時間は原則 20 時間を上限と
しています。

【費用はどれくらいかかりますか？】

- ・ 所得の状況に応じて異なります。
[1 時間あたりの負担額]

	子育て支援	生活援助
①生活保護世帯 市町村民税非課税世帯	0 円	0 円
②児童扶養手当支給 水準の世帯	70 円	150 円
③上記以外の世帯	150 円	300 円

※ご自宅での子育て支援をご希望する場合は、生活援助の負担額になります。

家庭生活支援員の登録も受け付けています

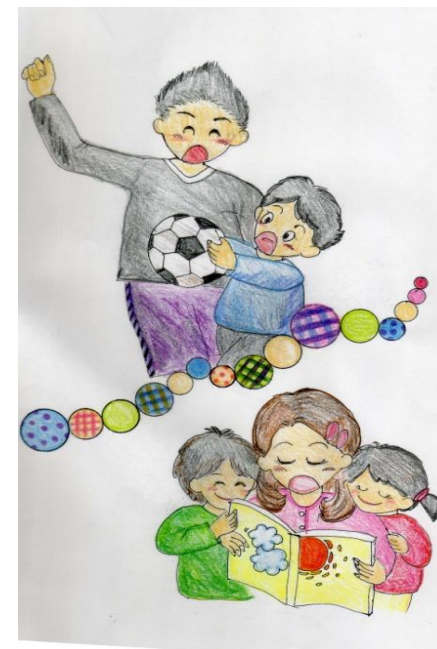
- ①生活援助の場合は、介護職員初任者研修修了者、社会福祉士、旧ホームヘルパー3 級以上等の資格をお持ちの方
- ②子育て支援の場合は、保育士や幼稚園教諭などの資格をお持ちの方

※派遣された時間に応じて、手当等が支給されます。

※登録を希望される方は、千葉市ひとり親家庭福祉会までご連絡ください。

母子家庭・父子家庭・寡婦の皆さまへ

ひとり親家庭等 日常生活支援事業のご案内



お問い合わせ先

【制度の内容・対象家庭登録について】
千葉市こども家庭支援課
〒260-8722 千葉市中央区千葉港 1-1
TEL 043-245-5179 FAX 043-245-5631

【支援員の派遣等について】
千葉市ひとり親家庭福祉会（平日 10:00～16:00）
〒260-0844 千葉市中央区千葉寺町 1208-2
千葉市ハーモニープラザ 3F
TEL/FAX 043-261-9156
ホームページ <http://boshikai.sakura.ne.jp/>

【日常生活支援事業とは？】

千葉市に住所がある母子家庭や父子家庭、寡婦の方が職業訓練をうけたり学校に通ったりする場合や、ケガや病気などのときに、家庭生活支援員を派遣して、日常生活のお世話やお子さんの保育をすることによって、安定した生活を送っていただけるよう支援する事業です。

※年末年始は支援の利用はできません。

【どんな時に利用できますか？】

- ①技能修得のための通学や就職活動など自立を促進するために必要がある場合
- ②疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、学校等の公的行事への参加など社会通念上必要と認められる場合
- ③生活環境が激変して日常生活に大きな支障をきたしている場合

※①～③は一時的な利用に限ります

- ④小学生以下の子どもがいるひとり親家庭が、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合（定期利用可）

※お子さんが病気の場合は、原則として利用できません。

【どうすれば利用できますか？】

- ・事前に千葉市役所こども家庭支援課に申請書と必要な書類を提出して、対象家庭として登録する必要があります。

対象家庭登録申請に必要な書類

- (1) ひとり親家庭等日常生活支援対象家庭登録申請書
- (2) 個人番号確認書類
 - ・個人番号カード（マイナンバーカード）両面のコピー
 - ・個人番号通知カード表面のコピー
 - ・個人番号が記載された住民票の写し

※申請時に個人番号の確認がとれない場合は、住民基本台帳等で個人番号の確認を行います。

(3) 本人確認書類

- ・写真付き身分証明書（個人番号カード、運転免許証、旅券など）1種類
- ・写真なしの場合（保険証、年金手帳など）2種類

(4) 母子家庭・父子家庭・寡婦であること

が確認できる書類（申請日現在児童扶養手当を受給している場合は不要です。）

- ・遺族年金証書のコピー
- ・戸籍全部事項証明書
- ・戸籍謄本（原本）

・家庭生活支援員は千葉市ひとり親家庭福祉会より派遣されますので、対象家庭として登録後に支援を受けたいときは、千葉市ひとり親家庭福祉会に電話またはメールでお申し込みください。